

# 第1回学長選考等に関する検討委員会 議事録

日 時：平成29年7月28日（金）10:00～11:00

場 所：大阪市立総合生涯学習センター5階 第3会議室

出席者：荒川委員長（大阪市立大学 理事長・学長、前全国医学部長・病院長会議議長）

加藤委員（日本生命 顧問、前日本生命 副会長）

友田委員（関西医科大学 学長）

山田委員（奈良県立医科大学 監事）

事務局：木村人事課長、太田人事課主査（記録）

## 【議事】

1. 諮問書について
2. 次回日程、その他

## 【資料】

資料：諮問書

参考資料1：「奈良県立医科大学学長選考会議規程」

参考資料2：「奈良県立医科大学学長選考等に関する規程」

参考資料3：「学長の任期を定める規程」

参考資料4：「意向調査の実施等に関する規程」

参考資料5：「公立大学法人奈良県立医科大学定款」（抜粋）

## 【議事内容】

### 0. 冒頭

- ・事務局から、謝辞と検討委員会委員の紹介、資料確認。
- ・荒川氏が委員長を務めることについて確認。
- ・委員各位から自己紹介。

### 1. 諮問書について

#### 【選考方法について】

（事務局）第1回学長選考会議での内容について、以下のとおり説明。

- ・学校教育法等の改正を受け、2年前の4月に学則等の変更は行ったが、学長選考に関連した項目については国立大学の状況を確認し、判断することと先送りしたこと。
- ・法律改正後、すべての国立大学では意向投票は参考と位置づけており、廃止した大学の例などを紹介したこと。
- ・選考会議の場で、「現行制度のように投票で決定する事はよろしくない」「学長がガバナンスを発揮しやすいような仕組みや任期の検討が必要である」「大阪大学の様な長期任期の例もあり、検討するには良いチャンスである」などといった意見が出たこと。

(委員意見)

- ・ 関西医科大学は講師以上の 300 名ほどの投票で行っているが、選考の方法は変えないといけないと考えている。
- ・ 講師等であれば、主体的に投票を行っていない者もいる。
- ・ 大阪市立大学では意向投票を廃止した。
- ・ 投票にすると、改革派候補は落とされる傾向があった。
- ・ 選考に際し検討委員会を設置し、学外委員も含めて徹底的に議論した。
- ・ 変な人が選出されれば、委員会の存在意義が問われる。
- ・ 投票で決める事は無理がある。
- ・ 本当に投票で行うのであれば、公職選挙法並みの規程を整備する必要がある。
- ・ 意向調査のやり方について、選挙のように「どちらが良い」という聞き方よりも、「どういう大学が良いか」「どういう学長が良いか」という聞き方が良いのではなか。
- ・ 幾つかの大学に法律相談等関わっているが、意向投票に関して困っている。
- ・ 投票にしてしまうと、利益代表の様になってしまい、縛られ力を失う。
- ・ 教員は安定志向を望む傾向にあるので、改革が進まない。
- ・ 多数決で学長を決めるのは、国の方向性とは異なる。

(結論) 意向投票を廃止し、違う形で意見を聞く。

聞き方として、誰がよいという聞き方ではなく、どういう大学が良いか等を聞く。  
責任ある意見とするため、記名式とする。

**【学長の罷免について】**

(委員意見)

- ・ 選考会議の責任で学長を罷免させることはできるのか。

(事務局)

- ・ 選考会議が罷免の審議ができる。
- ・ 選考会議は選考を行う段階で関与している。
- ・ 先日の同会議でも学長の暴走の歯止めとして、任期中の評価への言及があった。

(委員意見)

- ・ 学長は、理事会の中で他の理事や監事により監視されている。
- ・ 知事による解任権もあるので、暴走は難しいのが実態である。
- ・ 選考会議でも監視が機能すればよい。

**【任期について】**

(事務局) 本学の制度や他学の状況について以下のとおり説明。

- ・ 本学は、4年任期で、再任1回限り可能。ただし、再任の任期は2年。
- ・ 他大学も6年任期が多い
- ・ 他学でも見直しが行われているが、任期を短く見直している大学はない。

- ・大阪大学が通算10年、京都府立医科大学が通算9年などになっており、長期ビジョンの達成には、ある程度の任期が必要だということではないか。

(委員意見)

- ・再任の2年は付け足しの様な印象を受ける。
- ・法律はトータル6年に限るとはしていない。
- ・経営的な視点から言えば、4年ごとのビジョンが基本
- ・良くやっている人を排除するような必要は無い。6年で切りよく終わることは難しい。
- ・任期が短く、上限が決まっているようだ、いい加減な人が出てきかねない。
- ・後継指名のやり方が無いのであれば、空白期間が出来る可能性があり、良くない。終身することはないだろう。国立で、任期の上限のないところはあるのか。
- ・任期の後半になれば、レームダック化する。それを避けるためにも、任期の終わりは見えないようにすることも必要。

(事務局)

- ・再任の2年については、他学でも同様の制度となっている所もある。推測ではあるが、再任の2年については、まず再任の審査が念頭にあるのではないか。
- ・選考会議でも、任期が2年と4年の候補が立候補する可能性について、比較が難しいとの意見があった。
- ・国立で、任期の上限のないところはある。

(結論) ①任期は4年1期 ②再任は妨げない ③上限は定めない の3点をベースに答申案をまとめる。

## 2. 次回日程、その他

(事務局) 今後の進め方として、委員長原案を作成し、随時、メールにより意見交換等を行うことにより、答申案の作成を進めることを提案し、承認を得る。

第2回検討委員会は、8/17(木)に開催し、答申を確定させることで合意。

以上